

極めて重度の障害者を包括的に支える仕組み

＜基本的な考え方＞

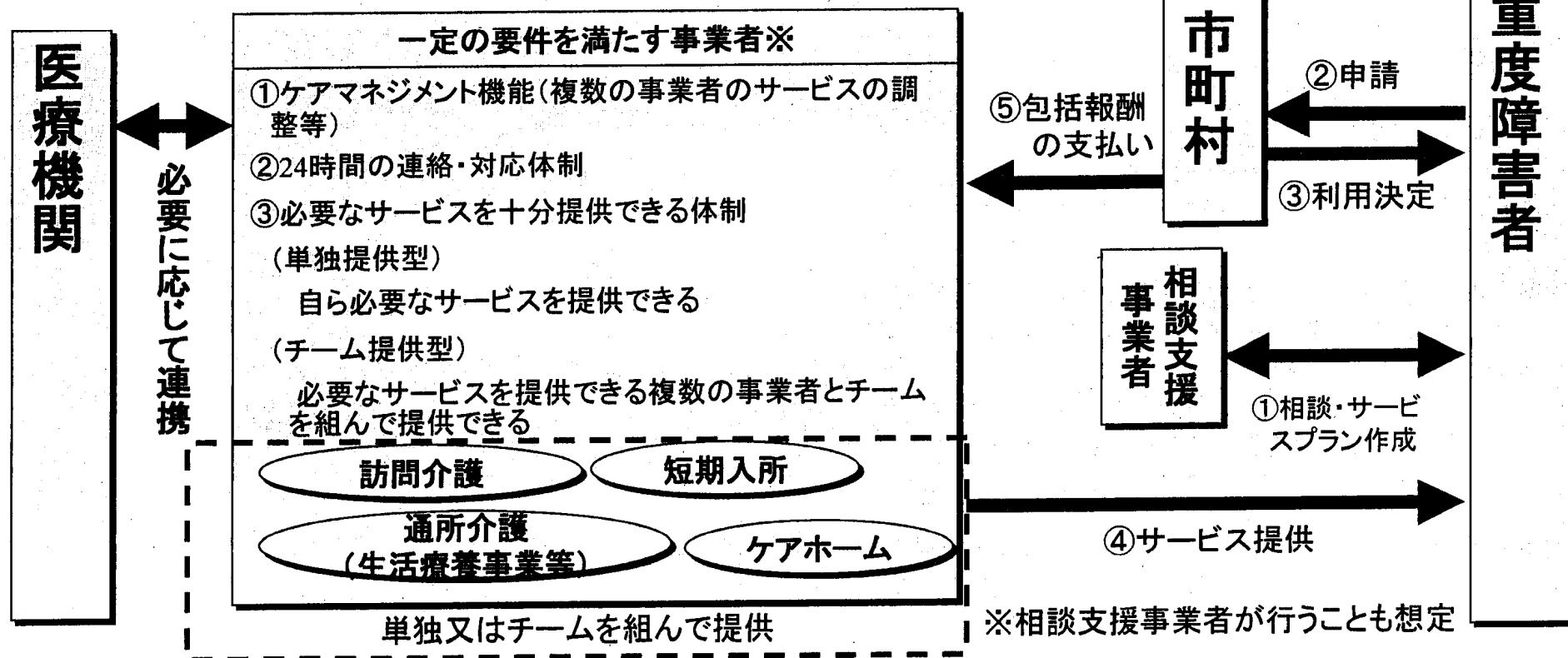
- 一定の要件を満たす者が、自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み)。
- 緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。
- サービスの種類や量にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

＜対象者のイメージ＞

身体:ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者

知的:強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者

精神:極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者

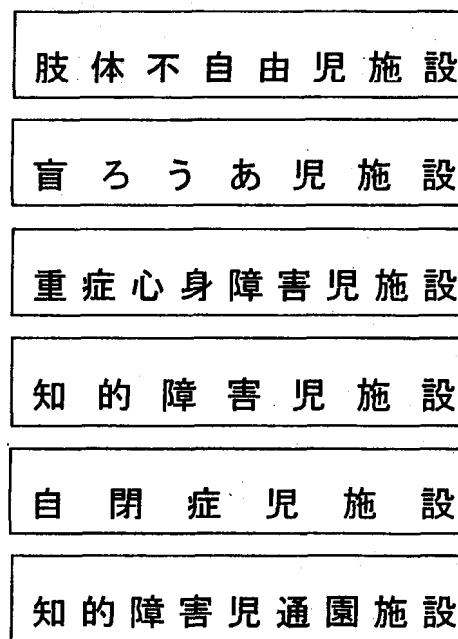


児童福祉施設体系・事業体系の見直し

<見直しの方針>

- 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。
(※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む
児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目指して3年間以内に結論を得る。)
- さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。(措置権移譲と同時に着手)
- 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。

<現行>



障害児デイサービス

概ね5年程度かけて新体系へ移行

<見直し後>

日中活動の場

- 以下から一ないし複数の事業を選択
- 生活療養事業^(※1)
(生活維持・向上、医療型)
 - 生活福祉事業
(生活維持・向上、福祉型)
 - 機能訓練事業(通過型)
(リハビリ)
 - 子育て支援事業(通過型)
(育児支援)
 - 養護事業
(虐待対応)

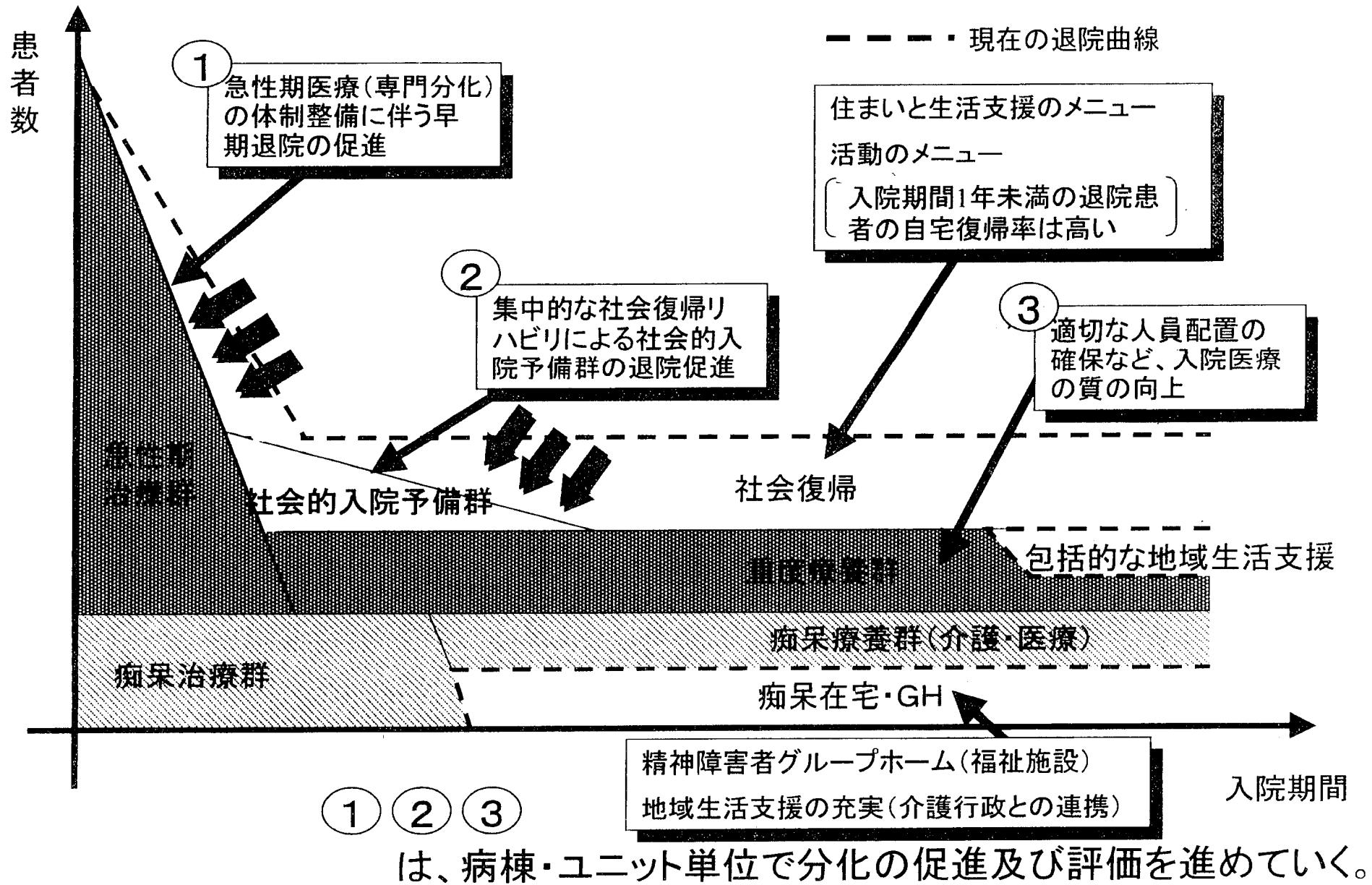
住まいの場

障害児支援施設^(※2)

※1 医療施設において実施。

※2 施設は第1種社会福祉事業。

病床の機能分化のイメージ



救急医療システムの考え方(案)

一般救急(既存)

救急医療情報センター

第三次救急医療施設(24時間)

- ・高度救命救急センター
- ・救命救急センター

第二次救急医療施設(休日・夜間)

- ・病院群輪番制病院
- ・共同利用型病院

初期救急医療施設(休日・夜間)

- ・休日夜間急患センター
- ・在宅当番医制

精神科救急(案)

精神科救急情報センター

精神科救急医療センター (仮称)

精神科救急医療施設

- ・精神科病院群輪番制
- ・応急入院指定病院等

精神科初期救急医療施設

- ・精神科病院
- ・診療所

実地指導に基づく改善計画の公表の仕組み(案)

(現行:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の七)

現行

都道府県による実地指導

入院患者の処遇
が基準に合致しな
い、または不適当

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し「改善計画の提出」「改善計画の変更」「処
遇の改善のために必要な措置」を命令

命令に従わない

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し、期間を定めて精神障害者の入院に係る
医療の提供の全部又は一部を制限するよう命
令

案

都道府県による実地指導

入院患者の処遇
が基準に合致しな
い、または不適当

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し「改善計画の提出」「改善計画の変更」「処
遇の改善のために必要な措置」を命令

命令に従わない

改善計画等の内容を公表

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し、期間を定めて精神障害者の入院に係る
医療の提供の全部又は一部を制限するよう命
令